官民競争入札等監理委員会 第130回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第130回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時:平成26年3月19日(水)15:30~17:07 場 所:永田町合同庁舎 1階第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案)について
 - ○政府所有米穀の販売等業務
- 3. 事業の評価 (案) について
 - ○農業物価統計調査
- 4. 実施要項の変更(案)について
 - ○財務局の未利用国有地の管理等業務
- 5. 契約変更(案)について
 - (独) 情報通信研究機構の情報システムの運用業務
- 6. 地方公共サービス小委員会の検討結果について
- 7. 市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(改定案)について
- 8. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】
- 9. 公物管理等分科会及び施設・研修等分科会 ヒアリング結果について【非公開】
- 10. 閉 会

○樫谷委員長 それでは、定刻となりましたので、第 130 回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題8及び9につきましては、 本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開として、後日、議事要 旨を公開することとしたいと思います。

まず、「政府所有米穀の販売等業務」の実施要項(案)について、御審議いただきたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしてまいりましたので、 石堂主査から御報告をお願いします。よろしくお願いします。

○石堂委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

政府所有米穀の販売等業務ということでございますが、この件につきましては、農水省のほうから昨年12月に予備的に入札監理小委員会のほうに御報告がございまして、その後入札監理小委員会で実施要項(案)の検討を行ったという経緯がございます。

政府保有米と言われるものが、実は2つの区分からなっておりまして、1つはウルグアイ・ラウンドを通じて国際的な約束事として、外国産米を年間70数万トン買い入れるというその部分と、それから、不慮の事態に備えるために国産米を100万トン備蓄しているということがございまして、この両方が政府保有米ということになります。外国産米につきましては、均等割ではないですけれども5年で順次売却していくということでございますし、国産米の部分につきましては、毎年20万トン買い入れ、5年間備蓄いたしまして、最終年度においてそれを放出するということで、いずれも5年のサイクルで回っているものでございます。

これにつきましては、2枚目の資料。色刷りものがございますが、その政府保有米に関しまして、政府が買った後、どう備蓄するか。また、備蓄している期間中どういうふうに品質を保全するか。そして、最終的にどう販売していくかというような業務がございます。平成22年9月までは、そこに書いてありますとおり、業務の発生した都度、個別の業務をそれぞれに委託をするというやり方をしておりましたが、平成22年10月以降は、先ほど申し上げました保管とか運送とか販売とか全部を一括して、包括的に民間事業体に委託するという方式に変更をされてまいりました。

そうして、23 年度から入札にかけたのでございますが、その色刷りの下のほうにありますように、この業務はいろいろとありまして、販売手数料から、一番右側のカビ毒検査経費までもろもろあるのですけれども、23 年度以降の入札というのは、実はこの一番左側の販売手数料のみを入札にかけ、その結果に応じて、2番目の物品管理手数料からそれ以降の右の部分については、固定費として支払うというやり方をとってまいりました。

ところが、その販売手数料について、業者の入札価格が極端に低価格のものになりまして、どうもある意味では公正にと言いますか、競争原理が機能しているのか非常

に不明確であるということになりまして、今回、それについての改定を加えた実施要項(案)になっておるということでございます。

今回は、ここの図の下のほうに赤で書いてあります「26 年度の競争範囲」ということで、これまでの販売手数料に加えまして、その隣の物品管理手数料、また、一番大きい保管経費についても競争対象にしてやっていくという大幅な変更を加えたものでございます。

「26 年度概算決定額 366 億円」というのが中段にございますが、販売手数料は、 その比率でいきますと 9 %程度、10%未満であったわけですが、今回、物品管理手数 料と保管経費を足し加えたもので、78%、約 8 割を価格競争の対象としたということ でございます。

あと、ちょっと気になるのが、真ん中ぐらいに保管経費の右隣にあります運送経費。 これも 74 億円ということで結構金額が大きいので、これはどうなのですかということ を農水省との間で相談させていただきましたけれども、これまで予算と、それから最 終的な実績において、この運送経費は差が出る、その差も各年度によってかなり違う ということがございまして、これを競争原理にかけるときにどうすれば公正な競争に 付すことができるかということについて、いま一つ考えさせていただきたいというこ とで、26 年度の今回の対象からはあえて外したということでございます。

こういう構図で今回はいきたいということですが、1ページ目にちょっと戻っていただきまして、今回の農水省から示されました実施要項(案)につきまして、入札監理小委員会で2点ほど修正を加えさせていただきました。

ペーパーの「2.業務の実施方法について」の部分になりますが、まず外国産米穀の販売計画について、当初の案では業者が計画を作成し、それを農水省が承認するという構造になっておったのですが、やはりこれは政策的な事柄ですので、農水省が政策判断をきちんと示して、それに従った計画を提出させるべきだろうということで、この部分を修正させていただきました。

それから、もう一点。外国産米穀の販売につきまして。販売に当たりましてはその販売業者から見積もりをとるということになっているのですが、これについてもただ業者に任せるのではなくて、やはり農林水産省が適切に関与していくことが必要であろうということで、その下の【対応】にございますように、政府所有米麦情報管理システムを利用するか、あるいは農林水産省の職員の立ち会いを求めるということで、農林水産省が適正な処理に関して責任をとるという形をとらせていただきました。

また、裏面にございますように、今後の検討課題といたしまして、先ほど申し上げましたけれども、運送経費についても、どのようにかして何とか競争対象にするように御検討願いたいということを宿題として農水省さんのほうにお話をしてございます。

それからもう一つ、これは実際に受託業者となるのは、いわゆる総合商社が多いのですが、そこからさらに保管は倉庫業者に、販売は米穀業者にということで、再委託

が行われてまいります。そのときに、市場の状況を踏まえた適正な再委託が行われるかというときに、いわゆる支配関係のあるところに持っていかれたときに価格がゆがんだりしないかという心配がございます。現在の実施要項の中では、再委託が 50%を超えるときには特定支配関係がないかということのチェックを入れる仕組みになっているのですが、その 50%というのが適切かどうかということについてはもうちょっと考慮すべきではないかということでございます。ただ、これについては、現在その支配関係のあるところにどのぐらい出ているかというような実情をもうちょっと確かめる必要があるということで、これも次回以降の検討課題とさせていただきました。

以上、御説明申し上げましたように、今回はこれまでとかなり大胆にやり方を変えた。さらにこの2点の宿題も付して次年度以降に向けた改善も視野に入れた実施要項 (案)という形になっております。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。金額が 10 倍ぐらいに膨らんだということでございますが、ありがとうございました。

御報告いただいた実施要項(案)につきまして、御意見、御質問ございますでしょ うか。

異存はないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 それでは、公共サービス改革法第 14 条第 5 項の規定によりまして、付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということとしたいと思います。

続きまして、事業評価(案)について御審議いただきたいと思います。

事業評価(案)については、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「農業物価統計調査」の事業の評価(案)について、事務局から、金子参 事官ですか、よろしくお願いいたします。

○金子参事官 それでは、時間の都合もございますので、お手元の資料 2 - 1 の概要 に基づきまして御説明をしたいと思います。

まず、この農業物価統計調査の概要ということでございます。この調査は、農産物の生産者価格を例えば農協等の出荷団体に聞き取ったり、生産資材の価格を小売店から調査をしたりという、月次で調査を行う統計でございます。

調査客体は大体 3,300 弱ということでございます。これは従来、国がみずから統計 調査をやっておりましたけれども、市場化テストに移行して、現在の事業が2期目と いうことでございます。

今回の契約期間が、1. (2) にございますように、平成 23 年 11 月から 3 年 5 カ月間ということで、この中の平成 24 年、25 年の調査の実施状況に基づいて、今回評価をするということでございます。

ちなみに、この2期目の入札の状況でございますけれども、応札者は2者いたということでございます。複数応札でございました。

評価の内容でございますが、2. 質の関係の評価でございますけれども、括弧でくくっております調査票の回収率 100%であるとか、スケジュールに沿って確実に業務を実施するといった4つの目標を掲げておりますが、これらをいずれも達成していると報告を受けております。

3. 経費に関する評価でございますけれども、国がみずから実施しておりました平成 20 年の経費との比較ということでございますが、60%以上の削減率を達成しているということでございます。

裏面に移っていただきまして、まとめの部分でございますが、こういった質の向上でありますとか、経費の削減状況に加えまして、調査客体に対して農林水産省がアンケートを行っておりますけれども、それを見ましても対応状況は良好であるという評価ができるということでございました。

こういった状況を踏まえまして、次期の事業につきましては新プロセスに基づいて 行いたいということで考えております。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました事業の評価案につきまして、監理委員会として異存 はないということでよろしいですか。

何か御意見よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

それでは、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、実施要項の変更(案)について、御審議をいただきたいと思います。

本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、財務局の未利用国有地の管理等業務の実施要項の変更(案)について、 石堂主査から御説明をお願いしたいと思います。

〇石堂委員 それでは、説明させていただきます。資料 3-1 に基づいて説明いたしたいと思います。

「財務局の未利用国有地の管理等業務」ということで、昨年 11 月 20 日の監理委員会で了承されたものでございました。その後、入札に付したところ、全国 37 の事業箇所の入札手続の中で、5 事業所において不落・不調が発生したという事象でございます。

これへの対応といたしまして、不落・不調となった事業箇所については、基本的に 制度に基づきまして再度公告を行うわけでありますが、これらのうち九州財務局の物 件調書作成業務につきまして、その後地元の事業者の聞き取り等を行った結果として、今回は「『B』、『C』の等級に格付けされている者」ということで入札を行ったのですが、これに「D」等級を追加したいということでございます。

これにつきましては、その下にございますように、九州・沖縄地域の「役務提供者」の「D」等級の登録業者の内、所在地が熊本の事業者が相当数あるということ。それから、これまで大分・宮崎・鹿児島財務事務所等におきまして「D」等級の事業者が同様の業務に加わり、特に支障なく遂行しているという事実があるということから問題ないと判断いたしまして、再度公告に当たっては「D」等級を追加して対応したいということでございます。

最近、御存じのように官が発注する工事等につきまして、不落が続いてマスコミの話題にもなっているところでございます。地域の実情、事業者の実情に則した臨機応変な対応をとって事業を推進してまいりたいという趣旨でございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

ここはこの1区について「D」等級を追加したということで、実施要項の変更ということでございますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

御報告いただきました実施要項の変更(案)につきましては、異存がないということにしたいと思います。

続きまして、契約変更(案)について御審議いただきたいと思います。

本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、独立行政法人情報通信研究機構の情報システムの運用業務の契約変更 (案)について、石堂主査から御説明、御報告をお願いしたいと思います。

○石堂委員 御説明申し上げます。

情報通信研究機構の情報システム運用業務の契約変更ということで、これも昨年の 10月21日に官民競争入札等監理委員会で議了いたしまして、その後、本年の2月10 日にその内容に沿って契約したところでございます。

ただ、2番目にありますように、並行して進めてまいりましたネットワーク情報システムの機器等の整備が完了した時点で、ワイヤレスネットワーク研究所という箇所の運用管理もこの契約に集約したほうが効率的でスピードアップが図れるということで、契約を変更したいというものでございます。

3番目に「主な契約変更の概要」ということですが、契約規模全体といたしましては2億9,400万円というこれに対しまして、ワイヤレスネットワーク研究所を常駐の

機関に加えるということで、400万円ほどの改定ということでございます。内容的には 効率化に資するということと、変更の規模もトータルから見ますと1パーセント強と いうことで、問題ないと判断いたしました。

ただ、入札監理小委員会におきましては、実施要項が確定し、それに従って入札が行われ、そして契約もした後の契約変更というのが、どういう事情でどこまで認められるかということについて結構議論がございました。全く認めないというとこれは非常に硬直した姿になるでしょうし、例えば実施要項の中に「変更あり得べし」と書いたからといって、余り大幅な変更が行われるのもおかしいのではないかというような議論がたくさん出ました。

そして、今回のケース、本件に限定いたしますと、この 2 億 9,400 万円という落札 価格があったわけですが、実は応札業者が 2 者ございまして、もう 1 者は 4 億円以上 の価格をつけたということで非常に乖離が大きくて、この 400 万円をめぐって、不落になった業者から何か抗議が出るというようなことは考えられず、本件については問題ないと思うのですが、もうちょっと制度的な面で考えますと、実施要項の確定、その実施要項に従った契約。その変更についてはどういう要件だったらどこまで認められるかということを本委員会としても考えておく必要があるかなといったことでございます。

若干そういったことがございますけれども、本件の契約変更自体については問題がないと考えます。よろしくお願いします。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

本件については、金額も少ないということもあり、認めるという入札監理小委員会の結論でございますが、特に何かございますでしょうか。

異存はないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

それでは、公共サービス改革法第 21 条の第 2 項の規定によりまして、付議されました契約変更(案)の規定につきましては、監理委員会として異存はないというようにしたいと思います。

続きまして、次の議題であります地方公共サービス小委員会の検討結果につきまして、北川主査より御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○北川委員 それでは、少し時間をいただきまして、御説明申し上げたいと思います。

本報告書につきましては、昨年の 11 月 20 日の第 120 回監理委員会において、私から骨子案を御報告したところでございますが、本日、皆様のお手元にある資料 5-1 というぺらでございますが、これと、あとの厚い 5-2 ということで、この 2 つをあわせて御説明を申し上げます。

それでは、資料5-1の概要版をごらんいただきたいと思いますが、まず、1の「目

標・理念」でございますが、「(1)目標」といたしまして「公金債権回収民間市場」、 つまり自治体が有している公金債権の回収を促進するため、民間開放をする市場形成 を目標とし、競争と創意工夫による公金債権回収における質の維持向上と、経費の削減を目指すものでございます。

(2)の「理念」でございますが、今度は資料 5 - 2、厚いほうの報告書の中の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

私どもの委員会の議論では、まず「回収の要請」、それから、滞納せざるを得なくなってしまった「生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の要請」について、民間委託を活用しつつ応えることを理念といたしております。

続いて、1枚めくっていただいて、8ページをごらんください。

厳格な回収も重要ではございますが、滞納者が生活困窮者である場合には、その実情に沿った回収と必要な自立支援を実施しなければ、生活困窮者の自立を妨げ、将来における福祉コスト、自立支援コストの増加は避けられません。そこで、本報告書では、回収の要請と生活困窮者に対する福祉的配慮の双方を重視しているというところでございます。

恐縮ですが、概要版に戻っていただきまして、2の「分析」でございますが、「(1)分的対象」でございますが、11の試行自治体。この試行自治体というのは、民間委託に当たって当委員会事務局と密接な協力関係に立ち、仕様書の内容をともに検討するなどした自治体でございます。11ございます。

それから、事務局による約 60 の地方公共団体へのヒアリング、民間に調査を委託した 21 の地方公共団体へのヒアリング等をもとに分析をいたしました。

(2)の「分析内容」の項目についてですが、まず公金債権回収を民間委託する有用性につきましては、本文の9ページの真ん中の段落から「(1)行財政改革への対応」でございます。ここでは「ア 『地方公務員しか実施できない業務』へのシフト」「イ 公金の確実な徴収による収支の健全化」でございます。

続いて 10 ページでございますが、「(2)滞納者への厳格な対応に資すること」で ございます。ここでは「ア 公務員を滞納処分に専念させられること」「イ 裁判上 の手続を活用できるようになること」が触れられております。

(3)の「生活困窮者の支援に資すること」につきましては、13ページの図でまとめております。特に「(2)滞納者への厳格な対応に資すること」「(3)生活困窮者への支援に資すること」という部分がポイントで、小委員会でも熱心な議論があったところでございます。

3番目の「公金債権回収における現状」については、14ページを御参照ください。 債権回収が進んでいる自治体、回収が進まない自治体の特徴を整理しています。また、 民間委託以外の手法として、直営や滞納整理機構など、現状を概観しております。

17ページでは「従前採用されている民間委託の手法の効果と課題」として、コンビ

二収納、インターネット・オークション、コールセンターなど、現在取り組まれ効果を上げている手法の効果や課題を記述しておりますが、19ページの「小括」では、債権回収の面からは十分と言いがたいとしております。

回収が進まない要因と課題につきましては、次の提言で触れております。

概要版の「3 提言」をごらんください。分析内容を踏まえた提言でございますが、 こちらの(1)から(3)の3つに整理いたしました。

「(1) 早急に実施が検討されるべき事項」でございます。これは主に行政に対する提言でございます。未処理の債権回収の民間委託については、通常の業務で手いっぱいとなり、このままでは債権が時効消滅してしまうものについての民間委託をすること。また、委託によってノウハウを得ることを記載しております。

徴収の一元化については、同じ滞納者が複数の公金債権を滞納している場合がありますが、縦割り行政の弊害をなくし、請求の重複によるコスト上昇の回避や、滞納者の滞納全体像を把握して、適正な請求をすることを推奨しております。

ただし、地方税の滞納処分の例によることができる債権について得られた情報は、 地方税法上の守秘義務がかかり、他の債権への活用に問題が生じる点に留意が必要で ございます。

続きまして「(2)当面の課題について」でございます。こちらも行政に、当面積極的に取り組んでいただきたい提言でございます。

本報告書では少し飛んで30ページでございます。

契約期間については、受託者のパフォーマンスを最大限に発揮させるため、複数年 にわたって計画的回収が必要としております。

30ページでございますが、受託者への引き継ぎ、データ整備は、これが十分ですと、受託者は契約後の早期着手が可能となります。着手前の工数を減らすことで、コスト削減も期待できます。

滞納事由に応じた回収方法の選択は、次ページ、31 ページの表でございますが、滞納を類型化して、段階的に最適な手法を選択していくことを提言しております。

33ページでございますが、職員に対する回収研修については、特に裁判上の手続について専門家による研修を実施することで、従前実施が困難であった裁判上の手続を地方公共団体みずからが実施することができるようになることが示されております。

平成 27 年から施行予定の「生活困窮者自立支援法」との関係では、同法の担当部署 との連携が必要となる場合があることを示しております。

その他、主なものとしては、いわゆる債権の管理条例の整備がございます。ここでは、滞納者の状況に応じ、機能的な訴訟提起を可能とするための専決処分や、効果的な債権放棄を可能とするための債権放棄基準、それから、行政のアカウンタビリティーの観点から、担当部署ごとの債権回収整理計画進捗状況のデータの公開等を示しております。

続きまして、概要版の「(3) 今後検討すべき課題ついて」でございます。報告書本文では、36ページでございます。こちらは、行政及び民間事業者に対して、今後取り組んでいただきたい内容を提言しております。

民間市場形成につきましては、専門知識を有する担い手からの情報発信や、担い手相互における情報交換、地方公共団体側のノウハウの蓄積などを提言しております。

委託費用の決定方法については、滞納者の事情によってはどうしても回収できない債権があることから、滞納者の納付相談会には固定費を支払い、回収できた者については回収額の一定額を成功報酬とするなど、固定費と成功報酬費とのハイブリッド形式なども示唆しております。

この論点についての資料でございます。報告書本文の、ずっと飛びますが 177 ページをごらんください。委託業務内容と委託費用に関する一覧表でございます。

これは、民間の委託に当たって報酬の相場観がよくわからない点が民間委託の障害になっているとのお声をヒアリングでも多く伺ったため、実態を整理し、参考になればという趣旨で作成したものでございます。

この一覧表では、いかなる業務をどのような報酬で委託したかがまとめられておりますため、今後公金債権回収の民間委託を検討している自治体において、参考として利用していただければと思います。

恐縮ですが、概要にお戻りいただいて、「3 提言」の(3)の3行目でございます。新たな回収スキーム案については、試行自治体で幾つか検討中ですが、民間の創意工夫を生かすため地方公共団体での検討にとどまらず、担い手側から提案いただくようなこともそれぞれやってみてはどうかという趣旨でございます。

地方税法が定める守秘義務との関係では、総務省の平成23年3月3日の通知に基づく滞納者の同意書の活用を提言するとともに、同通知の範囲を超えた税務情報の共有については、今後慎重に検討を行うべきと記しております。

なお、最後でございますが、滞納処分の民間委託につきましては、報告書本体の 41 ページをごらんください。41 ページの下の「(イ) 財産調査、強制徴収等の滞納処分を民間委託する必要性について」でございます。

平成24年度の意見募集において、財産調査、強制徴収等の滞納処分を公共サービス 改革法の手続に載せて民間委託することについての要望があり、小委員会で検討した ものでございます。

42 ページにかけて記載したように、当面は現行法の範囲内で滞納処分以外の業務についての民間委託を推進し、今後の動向を見つつ、検討を開始するべきであるとの結論に至っております。

次に、報告書本文の60ページをごらんください。4番の資料編でございます。

ここでは、地方公共団体において実際に公金債権回収の民間委託を実施するに当たり、参考となる資料をまとめております。

「委託に当たってのチェックポイント集」では、初めて公金債権回収の民間委託を する際、仕様書の作成においてミスをしがちなポイントや、委託費を下げるポイント 等をまとめております。

続きまして、71ページの債権ごとの仕様書等の実例については、実際に民間委託に 当たって用いられた各種必要書面の一式がまとめております。

177ページの委託業務内容等と委託費用については、先ほどごらんいただきました。 188ページの「債権放棄関連のルール制定例」については、債権放棄に関する条例や、 下位規範の実例を紹介しております。

以上が、公金の債権回収に関する部分の御説明でございます。

引き続きまして、報告書本体の43ページの「第2章 地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進関連」を御参照ください。

これは「地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き」という冊子について、公共サービス改革推進室が行った改訂について御案内をしております。

次の44ページをごらんください。

この冊子は平成24年1月に関係省庁との調整のもとに作成されたものでございますが、この内容の一部について民間事業者から問い合わせがあったことから、再度関係省庁と調整し、民間委託が進む方向にて冊子の改訂を行ったとの報告でございます。 具体的な改訂内容につきましては、44ページの新旧対照表を御参照ください。

以上で、本報告書についての御説明とさせていただきますが、終わりに、地方のこの小委員会におきまして、各先生方より本報告書の全国の実態に対する幅広い周知を要望されておりますので、あわせて御報告を申し上げる次第でございます。

私からは以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

大変大部な報告書をまとめていただき、かつその実情もよく記載をしていただきま してありがとうございました。大変御苦労をおかけしたと思っております。

ただいまの御報告につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。 何かございますか。

小幡委員、どうぞ。

〇小幡委員 自治体にとって、財政的に厳しいので、自分できちんと財政がよくなるよう債権を回収すべきであるという要請はやはり強いと思いますので、大変に御苦労だったと思いますが、こういう大部なものをおつくりいただいて参考にできるというのはすばらしいことだと思います。

もちろん進んでいる自治体はたくさんあるかもしれませんが、多くの自治体はどのようにやって良いかわからないという状況だと思いますので、今、主査がおっしゃったように、広くこれを示して自治体の債権回収の参考にしていただければよいと思うのですが、1点だけ。マイナンバーという番号制度のほうが動いていて、条例によっ

てその番号を使って同一性を認識して、使いやすくなるということになる予定ですが、 それとの関係は何かございますか。

○北川委員 ここではまだそこまで議論はされておりません。

でも、最近銀行のほうも今、一番大きなマイナンバーの問題で、何億とあるこの名簿をどうするというところまでどうも 18 年の改定では踏み込みたいというような、新聞記事ですけれども見ましたが、こういった公的なものについては、これから縦割りの弊害のところを通してというのは、今後我々もマイナンバーのほうの内閣府にも要望していくという、そのような段階だと思っていますが、委員の皆さん、こういうことでよろしいですか、私のまとめ。大体そんなイメージだと思うのです。

○樫谷委員長 どうもありがとうございます。

当然マイナンバーは大変大きな動きでございまして、この公金債権回収においても大変大きな基盤になり得るものだと思います。その際に一番気をつけなければいけないのが個人情報の扱いでございまして、ここの報告書でもそれについては記載させていただいて、現在北川委員のほうから御報告いただきましたように、一定程度総務省からの見解も出ている部分がございますけれども、それを踏み込んでこの地方税法のもとでの税務上入手した情報の共有については、今後さらに検討を深めることによって、まさにマイナンバー制度がより有効にこの公金債権回収にも生かせるようにと考えております。その検討はさらに深める必要があろうかと思います。

- ○小幡委員 まだもう少し動いてくると思いますので、せっかくですので、この検討 もさらに、もしそうなったときには生かしやすいかと思います。
- ○樫谷委員長 よくわかりました。 前原委員、どうぞ。
- ○前原委員長代理 大変立派なレポートを書いていただいてありがとうございました。 ただ、国の債権回収もなかなかうまくいかない事例が多かったですね。だから、ぜひ 清原委員にこの中で、これは例えば自分のやっているところでもやったらうまくいく ようなものがあるという事例を教えていただくとイメージが湧くと思います。そうす ると、自治体の長に会ったときに、これをもっと参考にしてやれやと言いやすい。
- ○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

現在も、例えばコールセンターというのは大変多くの自治体で導入され、効果を上げています。これはどういうことかと言いますと、住民の皆様も意識して滞納されているのではなく、無意識のうちに期限を忘れていたとか、書類の中に納税通知書が紛れていたとか。あるいは、市民税、都民税というのは前年中の所得に対する課税でございまして、所得税と違いまして前年一定の所得がおありの方でも、翌年退職されたり、あるいは定額の所得がなく源泉徴収をされる機会がないと、無意識のうちに滞納されているケースがあります。そういう場合には、コールセンターで民間の事業者が納税の必要性を確認することによって、かなり実は気づいて納税されるということが

あるのです。

ですから、そういう事例については今回もきちんと整理をされておりまして、17 ページのところで言いますと「徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用」で、上にありますような「催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務」、あるいは「電話による自主的納付の呼びかけ業務」、また、「臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務」とあります。

また「収納手法の多様化」では、実はここにありますのはどちらかといえば現金を動かさずに行うもので、「コンビニエンスストアにおける収納」というのは、正直申し上げまして金融機関に比べれば手数料はやや高いのが現状なのですが、実際には若い年代の方は、コンビニエンスストアで収納できる納税通知書を送りますと、本当に多くがコンビニエンスストアを利用されています。

また、「マルチペイメントネットワーク」というのは、これは電子的な納税です。 また、「差押・公売関連業務」で「インターネット・オークション」を導入している 自治体も増えつつあります。

このように、実際にサービサーの方、あるいは弁護士の方にお願いすることで効果が上がっているものも既にありますし、また、納税についてはさまざまな納付方法をより PR することによって、納税額を上げることが増えています。

三鷹市の事例ですと、私は、市長になりました翌年の平成 16 年に、まずは軽自動車税のコンビニエンスストア収納から始めましたら、前年比、大変収納率が上がりまして、後に全ての税目をコンビニエンスストア収納を可能にしたこともあり、このところおかげさまで収納率が高まっている傾向があります。

それともう一つ、今回実はこの報告書で大変配慮をしていただいたのが、7ページでございますが、①として「回収の要請」だけではなくて、②として「生活困窮者に対する福祉的配慮及び自立支援の要請」を入れていただいたことなのです。公金債権回収の民間市場を形成するということの中で、どうしても地方税法等に定められております「徴税吏員」という、税については公務員全てが行えるわけではなく、一定の役割を与えられた者が担当するという制度がある中で、民間市場を育んでいく上では、単に回収をしていく、とにかく納税してもらうのだ、滞納整理をするのだという観点だけではなくて、滞納者の状況に寄り添って自立支援をしていくというところも、バランスよくこの報告書の中で位置づけていただいたことです。

これは私もこの地方公共サービス小委員会で問題提起をさせていただいたことですが、そのことを通して今回、例えば債権回収以外にも、弁護士の方であるとか、何らかの形で、さらに今までよりも行政の中に専門家が踏み込んで協力をいただけるような可能性が示唆されることとなりました。177ページ以降の「委託業務内容等と委託費用」のところは、団体名は匿名となっていますが、内容については本当に誠心誠意、実態をありのままに記録していただいておりますので、この報告書のこの部分は、今、

前原委員長代理おっしゃったように、ほかのまだ取り組んでいない自治体へのヒントがかなり含まれておりますので、このことは御協力いただいた自治体に感謝したいと思います。

以上です。

○北川委員 ちょっと私からも。まだ知らないことがいっぱいありまして、一体外部 へ出したら幾らかかるかという問題ですね。だから、固定費で払うのか、実績でそれ に対してペイするのかという問題も実はわからないという点がいっぱいあるのです。 したがって、今、177ページ以降の実例をいろいろの方が勉強していただいてというので、この委員会としてもぜひ全国の自治体にお知らせをいただきたいというのが最後 に私からお願いしたところでございます。

それと、今、清原委員がおっしゃったように、やはりトータルで見ないと生活困窮者とか自立支援をどう考えるかというのは、やはりこれは頭へ置いておかないと、実際の11の自治体の皆さんとも、あるいは清原さんのような現職の市長さんの中でも一番大きな問題ですね。だから、そのあたりがだんだんと整備されていく。まず最初にこれをやったら本当に効果が上がったよということは知らないといけないという、そういう問題はまだまだクリアしなければいけないことをここでは検討課題という表現をさせていただいた、そんなことだと思います。

- ○前原委員長代理 旧自治省などはこういう良い事例を全国にやりなさいという権限 があるのでしょう。
- 〇北川委員 今回は、かなり総務省も目を開き始めたというところではないか。それ はちょっと事務局のほうがよく。
- ○前原委員長代理 これまで余りやっていなかったということですか。
- ○北川委員 いやいや、それはまあまあ、開き始めた。
- ○前原委員長代理 ヒントがいっぱいあって非常にいいレポートですよね。感心しま した。
- ○北川委員 だから、現場から見て全体が変わっていくという、両方とが相まってと いいますか。
- ○樫谷委員長 どうぞ。
- 舘事務局長 今回のこの小委員会での検討には、常に総務省にもいろいろと情報提供もいただいておりますし、場合によっては同席もいただいております。

また、この資料、総務省の方ともインフォーマルにお話ししたところ、周知を図るのに自分のところでも機会を提供したいというようなお話もいただいています。今後、機会をとらえて周知に協力いただきたいと思っています。

- ○前原委員長代理 だから、自治体に対して協力していただいたらいいと思うのです よ。それをぜひお願いします。
- ○樫谷委員長 ありがとうございました。

どうしても役所の報告書というのは委任型が多いのですけれども、これは非常に具体的ですばらしいと思います。

- ○前原委員長代理 本当におもしろいレポートです。
- ○樫谷委員長 ありがとうございました。
- ○北川委員 これはやはり現職の方がまじっていたから。いらっしゃったので、具体的に動かすという両輪がある。理論もそうだけれども、実際は具体的にという、そういう委員の先生からいろいる。
- ○前原委員長代理 具体例の多い非常に珍しいレポートですね。
- ○樫谷委員長 ありがとうございました。
- ○北川委員 これもそういう世界ではないですか。
- ○樫谷委員長 そのとおりですね。そういう世界で具体的にどう進めるかという。 石堂委員、どうぞ。
- ○石堂委員 このお話は、「払いたくても払えない人もいるのだ」というところから始まって、生活困窮者をどうするか。そして今は、いわば非常に積極的に生活困窮者をこのプロセスを通じて発見できるというようなところまで書き込まれているのですけれども、何となく債権回収というプロセスで初めて生活困窮者であることがわかるというのはちょっと違和感を感じます。確かにそれをやっていく過程で見つかるということはあるのだろうなとは思います。本文の11ページのところに「生活困窮者の早期把握が可能になる」と書いてありますが、この「早期把握が可能になる」というのは、本文の文脈で、納付交渉を早く始めれば始めるほど早く把握できるという意味だなとわかるのです。ただ、この回収プロセスをやることで生活困窮者が早く発見できるのだと読んでしまうと、じゃあ、それがない場合はどうして発見できるのだろうという気がするのです。

それで、(ア)の最後のところに「従前把握に至らなかった生活困窮者を」という表現が出てくるのですが、じゃあ自治体は通常はどうやって生活困窮者を発見していくのだろうかというところがちょっと引っかかる。これは書きぶりかもしれないのですけれども、例えば「従前把握に至らなかった生活困窮者」というときに、従来こういう手段でやっていく中では把握できなかった生活困窮者をこのプロセスで発見できるというふうに書くか、何かやらないと、通常自治体というのはどうやって生活困窮者を発見するものなのでしょうかねというところで、ちょっと引っかかるような気がするのですが。

- ○北川委員 現職の市長からお願いします。
- ○清原委員 ありがとうございます。重要な御質問をいただいたと思っています。

私たちは、常日ごろ市民の皆様からはさまざまな御相談を受けているのですけれど も、ただ、市民の皆様の場合、特に生活に困窮されている方がいきなり生活保護の御 相談にみえるかというと、必ずしもそうではありません。 例えば学校で給食費がなかなか納められなくなったということを担任の教員が発見したら、そのことで家庭訪問し、そして今は「スクールソーシャルワーカー」というのを三鷹市でも配置しておりますが、そこから、子どもの給食費が一つの入り口となって、御家庭にスクールソーシャルワーカーが入って生活課題を発見するとかですね。あるいは滞納の場合、コールセンターでまずは催告をさせていただく。そして、どうぞ納税相談にいらしてくださいと言って、土日等開庁して相談窓口をしても、なかなかおみえにならない場合があります。そういうときには、できる限り臨戸訪問するようにと指示はしていますが、どうしても人手不足もあり、なかなかそれが遅れるケースがあります。

そうはいっても、臨戸訪問等で課題が発見されることがあり、結局グレーゾーンの金利で困っていらっしゃる方を三鷹市の場合などは発見して、グレーゾーンの金利を取っていた会社に対して三鷹市長が裁判を起こしたなどという事例もあります。今回、この表現については御指摘のように、自治体の取り組みについての記述が不足している点もあるかもしれませんので、より複眼を持ってさまざまなアクセスで滞納している方にアプローチすることによって、相対的に早期発見があり得るという表現が妥当かもしれません。

また、私たちは催告業務などは市の職員というよりもサービサー等にお願いして、むしろ職員は納税相談等には随分時間をかけないと、自立支援とか生活再建の支援はできないのですね。したがいまして、どちらかといえばバランスから言うと滞納者の方の早期発見をするメカニズムに民間のお力をいただいて、その発見された後、市役所の職員等が専門性を持って自立支援や生活再建、あるいは場合によっては適切に生活保護を受給していただくというような、そういう支援の連携ができればよいと願っています。

石堂委員に御指摘いただきましたように、現場の職員も頑張っておりまして、こういうようなことがなくてもできる限り「早期発見を」と、「兆しの発見を」と思っておりますが、より相乗効果でそのような事態が発見できればと思います。

これは言うまでもないことなのですが、多くの方は適正に納税していただいています。本当に9割以上の方が現年度課税の場合納税していただいているのですが、中には悪質な方もいらっしゃいますし、本当に急速に困窮してしまって納税に苦慮している方もいらっしゃるということから、今回は、公金債権回収というと何か、ただ納めることだけが正しいかのようなことになるところ、私たちが常日ごろ行っております「福祉的な取り組み」についても位置づけていただいたのは、そういう実態への対応であると思います。したがいまして、多くの自治体がこのような生活困窮者の早期把握に努力はしておりますけれども、「さらに加えて」というようなニュアンスではないかと思います。もし、これでは民間への期待が強過ぎる表現のようでしたら、せっかく石堂委員に言っていただいたので、少し、「現場の職員も頑張っている、しかし、

それに加えて」というような表現にしていただくと、より自治体職員の士気が上がる かと、そのように市長としても思います。

ありがとうございました。

○北川委員 これは実は、今の御指摘いただくこの文章という、それはそれもなかなかの指摘だなと思いますが、本来各委員からの発言は収納率を上げるだけでいいのかという問題提起からここのタイトルで、生活困窮者の支援に資するという範囲も必ずという意味合いでここの文章は書いてございます。

これはこの場所でございますから、どうしましょう。今、御指摘いただいたほうが そのように読める点も。

- ○石堂委員 今、市長さんからお伺いしたところであれば、(ア)の最後のところ「従 前把握に至らなかった生活困窮者」というところを「従前の施策と相まって早期発見 が可能になる」、そういう表現で渡りをつけるような感じかなと思います。
- ○北川委員 そうですね。それで、事務局、これは委員会を再開しなくても。
- 舘事務局長 そのぐらいの御修正でしたら、委員長、主査が御承認いただければよ るしいのではないでしょうか。
- ○北川委員 ほとんどの委員いらっしゃいますので、どうぞ一つ。

ということで、よろしゅうございますかね。文章のあり方ぐらいでございますので。 ○前原委員長代理 これは大変血の通ったいいレポートだと思うのですね。それで、 全国でこれが使われて、さらにいい事例が出たり修正するところがあったりというこ とになって、これをベースにしてどんどん発展していくような仕組みをつくっていた だくと、日本国全体にとってとてもプラスになると思うので、ぜひ考えていただくと ありがたいと思います。

ありがとうございました。

- ○北川委員 それでは、この趣旨がそういう趣旨でございますので、最終の文言は私 と事務局に一任していただいてということで、ここで御了承いただけるようなことで よろしければ諮っていただいて。
- ○樫谷委員長 ありがとうございました。

ほかによろしいでしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

今の若干の修正、修文については、北川主査に事務局と調整していただきながら修 文していただきまして、また皆様方に御報告をして、最終案とするということで、文 章の修正ということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本報告書につきましては監理委員会として了承することとしたいと思います。

事務局におきまして、今後、本報告書につきましての周知をお願いしたいと思いま

す。特に周知について総務省云々だけではなくて、できればどういうところに持っていけばいいのですかね。せっかくこういうのをつくっていただいて、このまま総務省で。

○北川委員 自治体に直接いろいろ言っていただくのも一つ、一番身近だと思うし、 弁護士の先生や会計士の先生ともいろいろ話をしながらマーケットも育てていかない といけないという両面があると思うのです。

○樫谷委員長 そうですね。これは知事会とか市町会とか何とかとありますね。そういうものもできれば送っていただいたり、それぞれのところに郵送していただいたりして、ぜひ周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

また、周知を進めていく中で寄せられました意見、要望等を踏まえまして、必要に 応じて今後地方公共サービス小委員会にて御検討をお願いしたいと思います。

検討結果につきましては、主査と事務局で調整の上、適宜監理委員会へ報告するよう、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の課題であります市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に 関する指針(改定案)について、事務局より御説明をお願いします。

○金子参事官 それでは、お手元の資料6に基づきまして御説明をいたします。

本件につきましては、市場化テストの対象から外すときの基準を定めたいということで、1月の監理委員会のときに、非公開の議論ではございましたけれども、一度御意見を賜りまして、同じような形で入札小委の先生方にも御意見を伺いましたので、いただい御意見も踏まえた形で、このたび指針の形に取りまとめたものでございます。

具体的には、Ⅱの部分というのが終了プロセスということで新たに加える部分となります。

これの、まず「(1)良好な実施結果が得られた事業」ということでございますが、一言で言いますと、従来から運用しております新プロセスと同等の良好な実施結果があれば、法の対象から外してもいいのではないかということでございまして、具体的には新プロセスの6つ基準を設けておりますけれども、そのうちの従来の実施要項の承継を除く5項目をもとに、監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されることが期待できるかどうかを総合的に判断するという内容でございます。

次のページの(2)のところでございますけれども「市場化テストの継続の必要性がない事業」ということでございます。これにつきましては、前回の1月の議論の中で、何らかの入札改善策が講じられているというだけで、安易にこの要件というのが認められるのもいかがかという御意見もございましたので、そういった入札改善策が十分に講じられているものの、市場化テスト以外の要因の抜本的な見直しというのがなければこれ以上前に進まないという判断のもとに、一旦市場化テストの対象から外すというルートを1つ設けてはということでございます。

2. のところに書いてございますのが具体的な手続でございますけれども、これま

での新プロセスと同様、評価の審議の中で、市場化テストの終了の可否について御判断いただくということでございます。この中で、1月の議論のときに、基本方針の参考資料のような形で終了事業の一覧を設けるということを御説明しましたところ、定期的に一覧表の中でフォローアップをしてもいいのではないかという御意見を伺っておりました。それを踏まえて我々のほうでも検討はしてみたのですけれども、やはり良好な実施状況のものも含めて実施府省さんから資料提出を求める根拠であるとか実施府省さんの負担とか、そういうことをもろもろ考えると、やはり現実的ではないのかなということでございまして、3.のところのなお書きにございますけれども、終了した事業についても公表されている資料等に基づいて内閣府で調査することは可能でございますので、そういった調査に基づいて、これは再度法の対象にしたほうがよかろうということになりましたら、これまで同様事業選定のプロセスの中で追加的な資料を実施府省さんのほうにお願いをして、それで再度対象にするかどうかという検討をしていく。そういったルートを設けることで、そのフォローアップにかえることにしてはどうかということでございます。

Ⅲの「新プロセス」につきましては、基本的にはこれまでの新プロセスの中身と同様のものでございまして、記述の整理等を若干行ったということでございます。

趣旨としては、終了プロセスを設けるわけなのですけれども、実施府省さんの御判断で、良好な実施状況であっても法の対象の中にとどまりたいという御意向もあり得るかとは思いますので、そういった選択を引き続き可能にするということでございます。

中身としては基本的にかわっていないのですけれども、2点ほど変更点がございまして、具体的には新プロセスの手続の最後のほう、4ページでございますけれども、8、⑨と書いてございます新プロセスのもとでの実施状況の評価にかかわる部分でございます。従来の新プロセスのもとでは、少なくとも1期目については監理委員会の審議を省略することなく、通常のプロセスと同様に評価をするということが求められていたわけでございますけれども、終了プロセスは新プロセスの基準とほぼ同様の基準で終了の可否を判断するということになりますと、新プロセスのほうについても、1期目からこの評価というのは、必要なときに限って監理委員会で審議をいただくということでもいいのではないかということでございます。

具体的には、基本方針の記述の見直しが必要になるような状況の変化があったとき については評価を省略することはできないと思いますので、監理委員会での御議論を いただくということにしてはということでございます。

もう一つ変更点としてございますのが、5ページ目の4.のところでございまして、これは一度新プロセスに移行した事業について、やはり終了したいという意向を実施 府省さんが示されたときの対応ということでございます。これにつきましては、先ほ ど申し上げたとおり新プロセスに移行したということはその時点で終了しても差し支 えないぐらいの良好な実施状況にあったということでございますので、改めて終了の 可否を審議するというよりも、市場化テスト終了の条件を満たしているかどうかとい うのを一度はクリアした案件だということも勘案しつつ総合的に判断するということ を、ここで記載をしているということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございました。

終了プロセスと新プロセスということで、新しく終了プロセスという考え方が出て きていて、その関係を整理していただいているということでありますが、御意見、御 質問はございますでしょうか。

これは終了プロセスと新プロセスがあって、新プロセスのほうが少し委員会の関与 を簡便にするということですかね。簡便にしたいということですね。

- ○金子参事官 委員会の関与は必要最低限、簡便なものにしつつも、法の対象にはと どまっているので法の特例等も使えるような状況にあるということでございます。
- ○樫谷委員長 こちらのほうは一応事務局としてはフォローしているということですね。何かのフォローは入るということですね。
- ○金子参事官 はい。
- ○樫谷委員長 そうしたら、終了についてはフォローはしない。
- ○金子参事官 公表されている資料等で我々としてフォローはいたしまして、それで 状況が悪化しているということがわかりましたら、再度事業選定の対象にするという ことを考えていくということでございます。
- ○樫谷委員長 そういうことですね。わかりました。 よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございました。

それでは、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(改定案) につきまして御了承いただいたというとで、ただいま御議論いただきました点も含め まして、引き続き進めていただきたいと思います。

どうぞ。

○前原委員長代理 すみません。さっき発言の機会を失ってしまったのですが、きょうの2つ目の農業物価統計調査についてなのです。以前に私は統計の部会を責任者でやらせていただいて、特に農業統計というのは非常に難しい、それから、統計調査委員さんもかなり高齢化しているとかいろいろな問題があるということを認識していました。インテージさんはなれてこられたせいか非常に画期的な成果を上げておられるので、よくやったなと、その辺のよくやったというところをもう少しアピールされたらいいのではないかと思います。

現地にも2カ所行って調査させていただいたことがあるのですけれども、大変苦労

しながらやっておられましたので、これは実によくやったなと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございました。議事録にしっかり残していただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了としたいと思います。

傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)